

研究会参加手続きについて

Investigator Meeting 等の研究会へ治験責任医師・分担医師(①)CRC 等(②)が参加する場合、下記の通り手続きが必要となります。

① 治験責任医師又は治験分担医師が研修会に参加する場合

〔契約締結前〕

- ・契約締結前は治験責任医師又は治験分担医師への謝金の支払いが可能です。
- ・治験の計画及び実施に係る事前の研究会への出席については、当該治験を当院で受託研究として実施するかどうかは未定の段階であるため「公務」として扱わず「兼業」扱いとなります。

※ただし、謝金の支払いがなく、上司の指示により参加する場合や実質的に治験を行うことが確実視される場合など、内容的に公務として取り扱うべきケースは「公務」として扱う場合があります。(詳しくは医局までお問合せ下さい)

注)従事期間に応じて手順が異なりますので以下のとおり手続きをお願いします。

○短期兼業(1日限りもしくは2日以上6日以内で総従事時間数が10時間未満の場合)

提出書類	提出先	部数	備考
派遣依頼書	臨床研究推進部	所属長宛 1部 本人宛 1部	職務内容、日時、場所、謝金・旅費の支払い有無を記載したもの
アジェンダ		1部	

○上記以外の兼業(短期兼業に当てはまらない場合)は以下の URL の手順をご確認の上、手続きをお願い致します。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/research/request/#jimutanto>

⇒徳島大学職員への業務依頼

〔契約締結後〕

- ・謝金の支払いは不可です。
- ・治験契約期間中のため「公務」となります。

以下のとおり手続きをお願いします。

提出書類	提出先	部数	備考
旅行依頼(計画)書	各医局	所属長宛 1部	治験課題名、旅行者、用務内容、日時、場所、旅費の支払を記載したもの
アジェンダ		1部	英文の場合は翻訳して下さい

- ・上記旅行については、必ず事前に旅行者の確認・承諾を得て下さい。
※招聘状・旅行依頼の宛先は病院所属の場合は「病院長」、学部所属の場合は「学部長」宛になります。
所属が不明な場合には、臨床研究推進部までお問合せ下さい。

② CRC、検査技師等が研究会に参加する場合

- ・治験協力者として参加するため契約締結関係なく「公務」となります。(謝金不可)

以下のとおり手続きをお願いします。

提出書類	提出先	部数	備考
旅行依頼(計画)書	臨床研究推進部	所属長宛 1部	治験課題名、旅行者、用務内容、日時、場所、旅費の支払を記載したもの
アジェンダ		1部	英文の場合は翻訳して下さい

※宛先は「徳島大学病院長」宛としてください。

職名等が不明な場合には、臨床研究推進部までお問合せ下さい。